

令和 7年度第12号 答 申

第 1 審議会の結果

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報に不訂正とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 8月20日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、令和 6年 8月 2日付け ○○第○号及び令和 6年 8月 2日付け○○第○号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された「保育園にかかる審査請求等について」という表題の文書（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、別表 1に掲げる本件各対象情報の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 同月28日、総務局職員部コンプライアンス推進課（以下「推進課」という。）は、本件訂正請求に対して不訂正決定を行い、その旨を審査請求人に通知したが、同年11月20日、当該処分を取り消し、決定理由を変更した上で改めて不訂正決定を行い、当該処分の変更について審査請求人に通知した。
- 3 同年 9月 6日、○区保健福祉センター福祉部民生子ども課（以下「民生子ども課」という。）は、本件訂正請求に対して、別表 2に掲げる理由により不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 同月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分不訂正とした部分について訂正を行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、コンプライアンス推進課に対する報告において、保育事務に関する不適切な事務処理を糊塗するために、審査請求人のことを保育施

設入所に係るクレーマーのように記述していることに全く納得できない。

(2) 保育施設申込の際に虚偽の求職活動申立書を提出させられた上に、有効期間が3カ月しかない発達障害児を切り捨てるような認定を受けるという被害にあったにもかかわらず、実施機関からの説明は「手違い」のみであり謝罪もないことから、実態解明のために調査をしているのであり、実施機関は真摯に説明すべきである。

(3) 本件対象情報①について

ア 令和〇年〇月〇日付け審査請求（教育・保育給付認定に対するもの）（以下「審査請求A」という。）は事由及び有効期間の修正を求めたものであり、希望園に入所できなかったとの疑念を抱いたという記述は、審査請求Aの審査請求書中には一切なく、当該記述は実施機関の想像に過ぎない。

イ 審査請求Aに対する弁明書において、初めて不可解な認定の経緯を知り、求職中のランクはHと非常に低く、これが原因で保育施設に入所できなかったのではないかとの疑念を抱き、令和〇年〇月〇日付け審査請求（保育利用保留決定に対するもの）（以下「審査請求B」という。）を行ったものであるから、審査請求Aの請求時点では、本件対象情報①のような疑念を抱いてはいない。

ウ 本件保有個人情報の文書中の主な経緯においては、審査請求Aについての記載しかなく、審査請求Bについての記載が全くないことから、本件対象情報①に係る審査請求とは、審査請求Aであることは明らかである。

エ 本件対象情報①に係る記載内容の主語である審査請求人が、この記述は誤りであると指摘しているのであるから、指摘どおりに訂正するのは当然のことである。

(4) 本件対象情報②について

ア 事実として、本件対象情報②のような説明はなかった。本当に説明をしたのであれば、審査請求Aに対する弁明書にもそのような記載があるはずであるが、「求職活動での申請を案内した」という抽象的な記述にとどまっており、審査請求人が反論意見書に「他の皆さんにも提出してもらっている」といった返答であったと記載したにもかかわらず、実施機関はその後の再弁明書において、審査請求人の配偶者に対してもその

旨を説明して理解を求めたとの弁明はしなかった。しかし、審査請求人が個人情報の不適正取得ではないかと指摘して以降、その旨を説明して理解を求めたと弁明し始めたことも、本件対象情報②の説明をした事実がなかったことを裏付けている。

イ 市政情報室が実施機関の職員に事情聴取した内容には「申立人の子に係る保育認定及び申込の当時は、課内において発達援助で申し込む場合には、審査を経た認定がないと入所できないものと考えられており、要件を満たすように求職活動申立書の提出を求めた。当時はその説明が十分には尽くされていなかったようであるが、対応した職員としては必要であると考えた上で提出させた」と記載されていることから、本件対象情報②は事実でない。

ウ 本件対象情報②は、事案当時に対応した職員への聞き取りをもとに、実施機関が把握している内容を記述したものとしているが、実施機関は令和〇年〇月〇日付け行政文書公開決定処分において、当該事案については顛末書等を作成していないとしているうえ、職員への聞き取り結果についても文書を作成していない。証拠書類も示さず弁明しても全く説得力がない。

エ 本当に職員が本件対象情報②のとおり説明していたら、審査請求人を含め、不可解な手続きについて疑問を抱く申込者が増えるため、そういった説明はできないはずである。仮に説明があったとしたら、認定後に審査請求を提起しない。

(5) 本件対象情報③について

ア 審査請求人の、虚偽の書類を提出させておいて手違いということはないでしょうという反論は重要であるため、記載すべきである。謝罪するのであれば、その前に経緯の説明があるはずであるが、経緯の説明を行ったとの記述はなく、事実として「手違い」という説明しかなく、審査請求人の反論に回答がなかったことから、説明が十分になされたとは言えず、謝罪したとは言えない。

イ 実施機関は、審査請求人が記録したやり取りは、発言のすべてを記録したものでないと弁明しているが、一言一句全てを記録することは現実的ではなく当然のことである。電話の冒頭に「すみません」との発言はあったが、それは単なる「声かけ」であり謝罪ではないと理解したため、自身のメモには記載していないし、「大変申し訳ございません」という

発言はなかった。

ウ 実施機関は、聞き取りを行って本件対象情報③が事実であることが確認されたとしているが、事実発生から約〇年経過後の聞き取り結果は信用に値しないうえ、応接メモを作成しておらず、証拠書類も示さない弁明には全く説得力がない。

エ 実施機関は今頃になって聞き取り調査を行い、その結果をもとに不訂正としているのに対し、審査請求人のメモが証拠として採用されないのは不当である。

オ 名古屋市では事務処理誤り等は報道発表されており、被害者を訪問して謝罪を行っているのがほとんどである。実施機関は、誤った教育・保育給付認定通知書を回収するために、審査請求人のところへ出向いて謝罪すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 本件対象情報①について

本件保有個人情報の主な経緯には主なものを抜粋して記載してあるため、審査請求Bの記載は省略しており、それをもって本件対象情報①に係る審査請求が、審査請求Aであると断じることはできない。

2 本件対象情報②について

便宜上という表現は、事情聴取の内容にある「要件を満たすように求職活動申立書の提出を求めた」の趣旨をとらえた記述であり、事案当時の記録を残していないため、正確な表現は確認できないが、その内容に誤りはないことから事実として記述している。

3 本件対象情報③について

本件訂正請求を受けて、事案当時に対応した職員から再度の聞き取りを行い、間違いなく「大変申し訳ございません」と謝罪したことを確認しており、聞き取りの際には審査請求人が作成したメモを当該職員に見せており、謝罪の部分が省略されているものと判断した。

第 5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件各対象情報を、不訂正とした本件処分の妥当性が争点とな

っている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。このような目的を達成するために、何人に対しても、本市が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用の停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審議会は、本件審査請求に係る不訂正決定について、法、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）及び各関係規程の内容に照らし、それに基づく決定の妥当性について検討することとする。

なお、法第90条第1項において、訂正を請求することができるのは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に限られており、同条第3項において、開示を受けた日から90日以内に請求しなければならないとしているが、本市では、条例において上記規定は適用しないこととなっていることから、開示決定を経ずとも訂正を求めることができる。

3 市長ホットラインについて

市長ホットラインは、本市の業務に係る法令違反その他の不正な行為に係る市民又は職員からの投稿について、市長が目を通したうえで、必要に応じて、関係部署へ送られ、調査や対応等が行われるものであり、本市における適正な業務執行を実現することを目的とする制度である。

4 本件訂正請求について

(1) 市長ホットラインの制度所管課である推進課は、審査請求人が市長ホットラインに通報した投稿（以下「本件投稿」という。）を受けて、〇区区政部総務課（以下「総務課」という。）へ情報提供及び対応依頼をし、総務課から対応依頼を受けた、本件投稿に係る事務の所管課である民生子ども課は、推進課へ報告を行った。

(2) 本件保有個人情報は、本件投稿に係る対応依頼を受けて、民生子ども課が作成した、推進課への報告についての決裁文書に含まれる「保育園にかかる審査請求等について」という表題の文書であり、「請求者」、「対象児童」、「概要」及び「主な経緯」等で構成されており、本件投稿に係る事案（以下「本件事案」という。）の概要が端的に記載されている。

(3) 本件訂正請求は、本件保有個人情報の「概要」及び「主な経緯」に記載されている本件各対象情報の内容について、審査請求人が事実でないと思

料されるとして、別表 1に掲げる訂正を求める記載内容に訂正を求めたものである。

5 本件処分の妥当性について

(1) 法第90条第 1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（中略）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（中略）を請求することができる。」と規定されている。ここで、「事実」とは、住所、氏名、生年月日、年齢、家族構成、学齢、日時、金額、面積及び数量等客観的に判断できる事項をいい、評価、判断等の主観的事項に関する保有個人情報については、訂正請求をすることができないと解される。

(2) また、法第92条では、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定されている。ここで、「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、行政機関等による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明した場合であると解される。

(3) 本件対象情報①について

ア 本件対象情報①は、本件保有個人情報の「概要」に記載された、審査請求人が過去に行った審査請求に関する記載であり、訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

イ 実施機関は、別表 2のとおり、本件対象情報①は、審査請求人が審査請求Bにおいて主張した内容を受けたものであると主張している。

ウ この点、審査請求人は、上記第 3の 2(3) イ及びウのとおり、本件保有個人情報の「主な経緯」に、審査請求Bについての記載は全くないことから、本件対象情報①に係る審査請求とは、「主な経緯」に記載のある審査請求Aのことであり、審査請求Aを行った時点では、本件対象情報①に記載のような疑念は抱いていなかったことから、事実ではないと主張している。

エ 本件保有個人情報を当審議会が見分したところ、「主な経緯」には、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの、教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）と保育施設利用調整（以下「利用調整」という。）

の両方の手続きに関することが記載されており、裏面一覧表には審査請求Aに加え審査請求Bの記載があることが確認できた。

また、実施機関の上記イの主張について、審査請求Bの審査請求書の「審査請求の理由」の記載に、本件対象情報①と同様の趣旨の記載があることが確認できた。

オ 上記エの状況に鑑みると、本件保有個人情報の「主な経緯」に審査請求Bの記載がないことをもって、本件対象情報①に係る審査請求が審査請求Aであると認定する根拠にも欠ける状況であると言わざるを得ず、本件対象情報①に係る審査請求がいずれの審査請求を指すのかは、客観的に判断できるものではない。

カ したがって、本件対象情報①が、いずれの審査請求を指すのか判別しがたい記載となっていることは、報告に係る文書（以下「報告書」という。）の記載として適切とはいえないものの、審査請求人の主張をもってして本件対象情報①が審査請求Aに係るものであるとまではいえず、本件対象情報①が事実でないとは認められない。

(4) 本件対象情報②について

ア 本件対象情報②は、本件保有個人情報のうち「主な経緯」に記載された、審査請求人の配偶者が実施機関において申請手続きを行った際の、実施機関の対応の記録であり、当該情報は訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

イ 実施機関は、別表2及び上記第4の2のとおり、本件対象情報②は、本件事案当時に対応した職員への聞き取りをもとに記載した内容であり、「便宜上」という表現は、「要件を満たすように求職活動申立書の提出を求めた」という聞き取り結果の趣旨をとらえた記載であると主張している。

ウ この点、審査請求人は、上記第3の2(4)アのとおり、本件事案当時、本件対象情報②のような説明はなかったことから、事実ではないと主張している。

エ 審査請求人が求める訂正内容と、本件対象情報②を対比したところ、「そういうことになっている」、「皆さんに記入していただいている」という職員の発言について、本件対象情報②には「保育要件を満たすため便宜上記入頂く」と記載されている。

オ 「便宜上」という語句の一般的な意味は、新明解国語辞典（第七版）によると「最善の方法ではないことを承知の上で、当座の処理には役立つものとして間に合わせる様子。」とされており、職員の発言の趣旨を「便宜上」としたことについては、誤りであるとまではいえない。

カ また、本件保有個人情報の「主な経緯」には、実施機関と審査請求人とのやりとり等が、日付ごとに簡潔に記載されている。当審議会が本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人が求めるような逐語的な記載をしている箇所は他に見受けられなかったことから、本件対象情報②だけが突出して簡素な記載だとはいえない。

キ 上記のことから、本件対象情報②は事実の解釈として明らかに異なることを記載しているとはいえないため、本件対象情報②が事実でないとまでは認められない。

(5) 本件対象情報③について

ア 本件対象情報③は、本件保有個人情報のうち「主な経緯」に記載された、実施機関と審査請求人の電話でのやりとりの記録であり、当該情報は訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

イ 実施機関は、別表 2及び上記第 4の 3のとおり、本件対象情報③は、本件事案当時に対応した職員への聞き取りにより「大変申し訳ございません」と謝罪をしたことが確認できたため、事実であると主張している。

ウ この点、審査請求人は、上記第 3の 2(5) イのとおり、電話の冒頭に「すみません」との発言はあったが、単なる声かけであり謝罪ではないと理解していること、上記イのような謝罪はなかったことから、事実ではないと主張している。

エ 本件対象情報③に係るやりとりにおいて、電話の冒頭に「すみません」との発言があったことは審査請求人も認めるところであり、実施機関の主張する「大変申し訳ございません」という発言とは異なるものの、いずれの発言であったとしても、実施機関としては謝罪したと捉えて本件対象情報③のように記載したことについて、不合理であるとまでは認められない。

オ 本件保有個人情報を当審議会が見分したところ、本件対象情報③は、

審査請求人が求める訂正内容のような逐語的な記載ではないものの、実施機関が審査請求人に対し、給付認定に係る処分が変更される旨を伝えた内容と、それに対する審査請求人からの返答が記載されており、実施機関と審査請求人の電話でのやり取りの要点を記載したものであると見受けられる。

カ 審査請求人は謝罪されたと受け止めてはいないと主張をしていることから、実施機関の対応についての疑義はあるものの、本件対象情報③は事実の解釈として明らかに異なることを記載しているとはいえないため、本件対象情報③が事実でないとは認められない。

(6) 以上のことから、本件各対象情報は事実でないとは認められないため、本件訂正請求に理由があるとは認められず、実施機関が本件各対象情報を不訂正とした決定は妥当である。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会からの付言

市長ホットラインの制度趣旨は上記第 5 の 3 に記載のとおりであることから、報告書の作成にあたっては、市民の信頼を損ねることのないよう、事実を正確かつ適正に記載されることが求められるものである。

実施機関においては、上記のことを十分に認識し、適切かつ丁寧な記載がなされるよう努められたい。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年10月 9日	本件審査請求に係る諮問書の受理
同月31日	本件審査請求に係る弁明書の受理
11月14日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議

11月28日 (令和 7年度第 8回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月26日 (令和 7年度第 9回)	調査審議
令和 8年 1月29日 (令和 7年度第10回)	調査審議
2月20日 (令和 7年度第11回)	調査審議
3月 3日	答申

別表 1 本件各対象情報及び訂正を求める記載内容

本件各対象情報	訂正を求める記載内容
本来優先順位の高いSランク(中略)希望園に入所できなかったとの疑念を抱き、審査請求を行った。(以下「本件対象情報①」という。)	子の発達改善のため保育施設入所申込をしたにもかかわらず、有効期間が3ヶ月しかない求職活動の認定通知を受けたことに疑念を抱き、審査請求を行った。
職員が保育要件を満たすため便宜上記入頂くと説明し(以下「本件対象情報②」という。)	職員が「そういうことになっている」、「皆さんに記入していただいている」と説明し
謝罪し「発達援助」に変更する旨の連絡をするも審査請求は取り下げないとの回答(以下「本件対象情報③」という。)	この度は手違いがあって、支給認定証の事由を求職活動で出した。発達援助に変更する旨を連絡するも、虚偽の書類を提出させておいて手違いはないでしょうと反論され、それ以上返答せず。先方は審査請求を取り下げないとの回答。

別表 2 本件処分の理由

区分	処分の理由
本件対象情報①	本件対象情報①は、審査請求人が令和〇年〇月〇日付審査請求(保育利用保留決定に対するもの)において、「利用調整基準表における求職中のランクはHで事実上最低ランクであり、これが原因で1記載の処分(令和〇年〇月〇日付け)を受けたものと思われる。(中略)審査請求人の子は(中略)発達援助を勧められる発達状況であったため、Hよりも高いランクを受けることができ、保育施設の利用が可能であったと思量される。」と主張した内容を受けたものであり、本件対象情報①における記述は実施機関の想像に過ぎないとする審査請求人の主張は理由があると認められないため、訂正しないものとする。
本件対象情報②	本件対象情報②は、事案当時に対応した職員への聞き取りをもとに、実施機関が把握している内容を記述したものである。 実施機関では、事案当時の説明内容につき記録を残していないため、正確な表現は確認できないものの、本件対象情報②は、事案当時、審査請求人の配偶者に実施機関が説明した趣旨を捉えた記述であり、その内容に誤りはないことから、これを事実と確認した。よって、本件訂正請求は理由があると認められず、訂正しないものとする。

本件対象 情報③	<p>本件対象情報③は、事案当時に対応した職員への聞き取りをもとに、実施機関が把握している内容を記述したものである。本件訂正請求を受けて、実施機関にて事案当時の対応を再度確認したところ、「大変申し訳ございません」と謝罪したことが聞き取りにおいて確認できたため、本件対象情報③は事実であることが確認された。</p> <p>したがって、審査請求人が訂正請求書の添付文書で記録していたやり取りは、発言の全てを記録したものではなく、本件訂正請求に理由があると認められないため、訂正しないものとする。</p>
-------------	---